

事前相談について

建築確認申請における法令解釈などについての相談は「建築確認事前相談書」を活用してください。相談事項を記入して相談内容のわかる資料を添付してください。例として道の種別を知りたい場合には、次の様式にて、相談内容+地図に色を塗るなどし、建築敷地と相談道路がわかるようにしてください。なお、相談に際し以下の点にご注意ください。

1. 事前相談書の記入について

○法令解釈の対象となる条文敷地建物条件を明確にしてご相談ください。相談条文が空欄の場合、または相談事項が漠然としたものである場合、相談資料のみで判断できない場合は、正確な解答をお伝えできず、または回答までに時間を要する可能性があります。

2. 相談に対する回答のご連絡について

○回答は原則、電話でいたします。

○ご連絡までの期間は、相談内容により前後いたしますので期間に余裕をもってご相談ください。

○原則質問内容についてのみ回答いたします。質問部分以外の建築計画について重大な不備があった場合でも質問外の事項は回答の対象としません。

○相談書類の返却はありません。

3. よくあるご相談と注意点について

○道路種別、道路幅員を知りたい

→建築基準法第42条に該当する道路か否かについてお伝え可能です。未判定の道は、判定後回答となります。道道幅員については、各道路管理者に確認をお願いします。※なお道路の判定作業は、現地調査、市町との協議を要しますので2週間程かかる場合があります。

○がけ条例がかかるか否か知りたい

→広島県建築基準法施行条例第4条、第4条の2、判断基準をご参照ください。適用の要否について解釈、判断を求める場合は、がけの断面図など添付の上、建築確認事前相談書を提出してください。

○敷地に建築可能か知りたい。建築確認が下りるか知りたい

→漠然とした質問となります。解釈の相違によるトラブルとなるためお答えできません。建築基準法にはさまざまな特例緩和があり、最終的に適合が確認できたのち建築確認が可能になります。相談内容の各個別法令を明確にした上ご相談ください。

○この図面、資料で全体的に支障ないか知りたい。

→上記同様漠然とした質問となるためお答えできません。個別法令を明記の上、図面上で示した上でご相談ください。